

特記仕様書

第 1 条 適用範囲

本特記仕様書は、アジア・アジアパラ競技大会愛知・名古屋合同準備会（以下、「発注者」という。）が実施する「令和 6 年度 第 20 回アジア競技大会及び第 5 回アジアパラ競技大会の開催に伴うスポーツ施設等の一時使用に伴う損失補償事業の内用地調査点検等技術業務委託」に適用する。

本業務に適用する共通仕様書は、「用地調査及び物件調査業務委託共通仕様書（アジア・アジアパラ競技大会愛知・名古屋合同準備会）」および「用地調査点検等技術業務委託共通仕様書（アジア・アジアパラ競技大会愛知・名古屋合同準備会）」とする。なお、共通仕様書は最新版を適用すること。

第 2 条 業務目的

本業務は、2026 年に開催する第 20 回アジア競技大会及び第 5 回アジアパラ競技大会で一時使用するスポーツ施設等において、営業休止等が必要となる者に対する補償額算定書等の点検・調製確認を実施するものである。

第 3 条 業務委託期間

契約締結日から 2025 年 3 月 14 日（金）まで

第 4 条 業務内容

- （1）本業務は、点検・調製確認を実施するにあたり調査範囲全体に関わる事項について成果品を統一的な補償内容とするため、「成果品作成における留意事項一覧表」を作成して、発注者が別に発注する「令和 6 年度 第 20 回アジア競技大会及び第 5 回アジアパラ競技大会の開催に伴うスポーツ施設等の一時使用に伴う損失補償事業の内物件調査業務委託」（以下、「物件調査業務委託」という。）の受注者にその内容を示したうえ業務を実施するものとする。なお、「成果品作成における留意事項一覧表」の作成にあたっては、物件調査業務委託の受注者及び監督員と調整を行うものとする。
- （2）本業務における点検・調製確認の対象については別添「用地調査点検等技術業務委託内容一覧表」のとおりとする。なお、別添「用地調査点検等技術業務委託内容一覧表」対象番号 1 及び 3 については、公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会（以下、「組織委員会」という。）が示す算定方法等によるものとする。
- （3）本業務は、発注者以外に組織委員会が協力して実施する必要があるため、本仕様書の中の監督員に関する事項については、組織委員会が含まれるものとする。

第 5 条 業務の進め方

- （1）打合せ協議
 - ・業務着手、中間 4 回、成果品納入時の計 6 回とし、すべての打ち合わせには、主任担当者が立ち会うものとする。
- （2）調査書等の点検・調製確認

- ・補償額等の点検に用いる単価等は、中部地区用地対策連絡協議会が編纂した「損失補償算定標準書（令和6年度）」によるものとする。また、「損失補償算定標準書（令和6年度）」以外の単価を使用した場合、使用した資料の該当するページ数及び規格等を明示し、使用した参考文献のコピーの添付、専門業者の見積書等は最新年度のものを徴収し添付すること。
- ・別添「用地調査点検等技術業務委託内容一覧表」対象番号1及び3に係る点検については、組織委員会が示す算定方法等によることとする。
- ・共通仕様書第34条に規定する調査書等の点検・調製確認の実施に当たっては、補償額算定のための数量等及び各種調査書の点検箇所毎にチェックマーク（「✓」等）を付加し、その内容を明らかにすること。なお、チェックシート・点検報告書及び完了報告書は、共通仕様書の様式を基本に監督員と協議し、決定する。
- ・修補が必要となった場合、具体的な修補方針を示すこと。

（4）業務履行

- ・調査書等の点検の実施に当たって、基本的に1件（1権利者）あたり点検を下記に示す期間で実施すること。

対象物件	点検確認期間	備考
営業	成果品受領後2～3週間	成果品修補後の調製確認は含まない。
その他	監督員と協議	

※1件（1権利者）に複数の対象物件が該当する場合は、その都度、監督員と協議し、点検確認期間を設定すること。

- ・調製確認作業は、点検確認結果を踏まえ、監督員と協議し、調製確認期間を設定すること。

（5）業務履行報告

- ・前月分の履行状況について、監督員への定期報告（原則月1回）を行うこと。なお、定期報告結果については速やかに打合せ記録簿を作成し、監督員へ提出すること。
- また、物件調査業務委託の受注者と進捗状況の共有を図ること。

（6）成果品について

- ・「用地調査点検等技術業務委託共通仕様書（アジア・アジアパラ競技大会愛知・名古屋合同準備会）」に基づき成果品を作成すること。
- ・成果品は、点検・調製確認が完了次第、速やかに提出すること。
- ・成果品の提出部数は、3部（正本1部・副本2部）とし、電子データで2部とする。
（CD-R、Windows上で加工可能な画像データ及びMicrosoft Word・Excel・PowerPoint形式。その他、特定のアプリケーションに依存するデータのファイル形式については、監督員と協議の上決定すること。）
- ・納品場所は、アジア・アジアパラ競技大会愛知・名古屋合同準備会事務局（愛知県アジア・アジアパラ競技大会推進局計画推進課内）とする。

（7）その他

- ・記載なき項目については、共通仕様書に沿って行うこと。また、疑義のある場合は、監督員と協議を行うこと。

第6条 主任担当者及び照査技術者

主任担当者等は、下記の資格等を有すること。

	資格・実務経験
主任担当者	物件部門、営業補償・特殊補償部門を保有する者
照査技術者	物件部門、営業補償・特殊補償部門を保有する者
担当技術者	物件部門、営業補償・特殊補償部門を保有する者

第8条 再委託の手続き

受注者は、業務の一部を再委託できる範囲は、共通仕様書第8条第2項に規定する「軽微な部分」とする。また、再委託に付する場合は、業務計画書の業務組織計画に協力者名、担当技術者名、再委託業務内容及び法令等により登録、免許等が必要なときは登録番号等を記載すること。また、監督員の請求があった場合には、契約関係書類及び免許等を速やかに提示しなければならない。

第9条 品質保証

作業完了後に受注者の過失又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正を行うものとする。

第10条 その他

- (1) 本業務で知り得た情報については、管理・保管を十分行うとともに、外部への漏えいに十分注意すること（契約終了後も同様とする）。
- (2) 本業務を進めるにあたり、監督員のほか、組織委員会とも密接に連絡をとって実施すること。